

令和3年2月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年2月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美	委員
2番	秋永 憲一	委員
3番	今村 裕一	委員
6番	大石 敏裕	委員
7番	甲斐サエ子	委員
8番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 喜治	委員
12番	末次 龍夫	委員
13番	田中 文	委員
18番	鳥越 文生	委員
20番	林田 高夫	委員
21番	日比生和雄	委員
22番	深川 嘉穂	委員
23番	柳 壽祥	委員
24番	山口 啓一	委員

欠席委員は次のとおりである。

内田 正隆 委員    江上 哲夫 委員    黒岩 純 委員    後藤 靖子 委員  
田中 修二 委員    田中 弥生 委員    手島富士雄 委員    富安 辰行 委員  
中村 裕 委員

事務局の出席者は5名である。

**事務局** おはようございます。本日の総会は、先だって電話で御案内させていただきましたとおり、緊急事態宣言下の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して行うこととなりました。

また、本日の議案につきまして、訂正がございますので御報告をさせていただきます。第1号議案のうち、2ページの5番、5ページの13番並びに6ページの17番、これら3件につきましては、それぞれ2月4日、2月8日に申請者から取下げがあつております。申し訳ございませんが、2ページの5番、5ページの13番、6ページの17番につきましては、削除をお願いいたします。議案発送後に申出がございまして、この場での訂正となりましたことをおわび申し上げます。

それでは、2月の総会に当たりまして報告いたします。

本日、現委員数24名中15名で過半数の出席があつておりますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

**議長** 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから2月の農業委員会の総会を開催いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から、2ページの5番を除く3ページの8番までの7件です。

西部地域、審議番号9番から、5ページの13番を除く15番までの6件です。

6ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、審議番号17番を除く東部地域、審議番号16番の1件です。

以上、審議番号1番から審議番号5番、13番、17番を除く審議番号16番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
本議案の審議番号1番、11番及び16番は、新規就農者の取得案件でございますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認をいただいているということで割愛させていただきます。ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。  
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番から3番までの3件です。  
8ページをお願いいたします。  
西部地域、4番、5番の2件です。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認をいただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
続きまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、  
次の第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の中の審議番号  
3番及び4番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。  
第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書  
が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、2番の2件です。  
1番につきましては、第4号議案 3番と関連案件となります。  
2番につきましては、第4号議案 4番と関連案件となります。  
10ページをお願いいたします。  
第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書  
が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番から、12ページ 8番までの8件です。  
なお、10ページ 審議番号3番につきましては、第3号議案 1番と関連案件となり  
ます。  
11ページ、4番につきましては、第3号議案 2番と関連案件となります。  
12ページをお願いいたします。  
西部地域、9番から、13ページ 13番までの5件です。  
なお、12ページ 10番につきましては、県農業会議の諮問案件になります。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているとい

うことで割愛させていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4議案に分けて採決いたします。  
それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
なお、審議番号10番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取いたします。  
続きまして、第5号議案「非農地証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 14ページをお願いいたします。  
第5号議案「非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番、1件です。地図ナンバーは21番です。  
以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑がある方は  
挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第5号議案「非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 15ページをお願いいたします。  
第6号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
審議番号1番から、16ページ 5番までの5件です。  
なお、審議番号2番につきましては、申請人は、イチゴのハウス栽培を行う法人であり、農地移動適正化あっせん事業において農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花卉栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人はこの特例に該当しているものと判断しております。  
また、3番につきましては、申請人は、市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。  
農地移動適正化あっせん事業において農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者が新規就農者である場合とあり、申請人はこの特例に該当しているものと判断しております。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
続きまして、第7号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 17ページをお願いいたします。  
第7号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

- 1、所有権移転、15件。
- 2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、5件です。

18ページをお願いいたします。

1 所有権移転

第1区、1番から、20ページ 10番までの10件です。

20ページをお願いいたします。

第2区、11番、12番の2件です。

21ページをお願いいたします。

第3区、13番、1件です。

第4区、14番、1件です。

第5区、15番、1件です。

22ページをお願いいたします。

2 利用権設定（農地中間管理事業関係）

第1区、1番、1件です。

第3区、2番、3番の2件です。

23ページをお願いいたします。

第4区、4番、5番の2件です。

以上、1 所有権移転、審議番号1番から15番まで、2 利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号1番から5番までの案件につきましては、農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。  
報告第4号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。  
事務局の説明を省略いたします。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

「異議無しの声」

議 長      ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

             ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

             久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、10番 古賀善治委員、12番 末次龍夫委員をお願いいたします。

             以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。